



平成五年(行ウ)第一四三号

原告 土屋 勝  
被告 国ほか一名

平成五年九月一〇日

被告指定代理人

矢吹 雄太郎 

村田 英雄 

原 准 

戸田 信広 

宮岡 正孝 

東京法務局

港 朗 

東京地方裁判所民事第三部 御中

答 弁 書

第一 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求はいずれも棄却する

訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行の宣言を付される場合には、担保を条件とする執行免脱の宣言をされることを求める。

第二 請求原因に対する答弁

一 請求原因第一について

一項 原告がコンピュータ・ソフト等の開発等を目的とする株式会社エルデの代表取締役であることは不知、その余は認める。

二項 認める。

三項 被告国は、公権力の行使に当る国家公務員たる東京税関長が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国家賠償法一条一項の責任を負うことは認める。

二 請求原因第二について

一項 不知。

二項 認める。

三項 認める。

ただし、原告が引用する異義申立て棄却の理由は、決定書の理由中の一部を要約したものである。

## 東京法務局

四項 認める。

三 請求原因第三について

関税法六七条において、貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに課税標準となるべき数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査（税関検査）を経て、輸入許可を受けなければならないと規定されていること、出版物についても他の貨物と同様、右の法律が適用されること、関稅定率法二一条一項三号において、「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」（以下「三号物件」という。）が輸入禁制品として規定されていること、関稅定率法二一条三項において、税関長は輸入されようとする貨物のうちに三号物件に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、輸入しようとする者に対し、その旨通知しなければならないと規定されていること、関税法一〇九条において、関稅定率法二一条一項に掲げる貨物（輸入禁制品）を輸入した者に対する罰則が規定されていること及び本件物件には男性性器及び女性陰毛が写った写真が含まれていることは認め、

その余は知らないし争う。

四 請求原因第四について

知らないし争う。

五 請求原因第五について

争う。

東京法務局